

グループホームエバグリーン 運営規程

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護

(事業の目的)

第1条 医療法人光生会が開設するグループホームエバグリーン2事業(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業員が、認知症の状態にある要介護高齢者及び要支援高齢者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 「気持ちよく自己実現ができる援助」を私達の使命と掲げ、家庭的な環境の元で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び生活の中での機能訓練を行うことにより、自立を個別に支援し、合わせて認知症状の緩和に努めるものである。

- 2 サービスの実施に当たっては適切に、家族、主治医はじめ該当諸サービス機関と密接な連携を図る。また看護師と24時間連絡体制を確保する。
- 3 事業所は適切なサービスを提供するため、介護計画を立案・実施し、漫然かつ画一的にならないように、また利用者の行動を制限しないように留意するなど妥当適切に行い、常に生活の質の向上を目指すものとする。また日常的に地域との交流に努めて、社会参加を支援する。
- 4 介護の質を自己評価し、また地域の第三者の参加を以って運営協議会を設け、外部評価により客観的に検証してサービスの向上に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 グループホームエバグリーン
- (2) 所在地 〒440-0021 愛知県豊橋市多米町字大門10番地

(入居・利用定員及び居室数)

第4条 事業所の入居定員及び居室数は次の通りとする。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

- (1) 入居定員 3ユニット27名(1ユニット9名)
- (2) 居室数 27

短期利用共同生活介護・介護予防短期利用共同生活介護

- (1) 空室を利用し1ユニットにつき1名を上限とする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に次の従業者を置く

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)
- (2) 介護支援専門員 1名 (常勤兼務)
- (3) 計画作成担当者 3ユニットに各1名 (常勤兼務) 以上
- (4) 介護職員 3ユニット20名以上
その中、若年性認知症担当を各ユニットに1名ずつ配置する。
またユニットに1名ずつ夜勤者を配置する。
- (5) 看護師 1名 (常勤もしくは非常勤兼務)

2 職種及び職務内容

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務を一元的に管理する。
必要に応じて計画作成について、計画作成担当者と共に本人・家族に説明する。また重度化した場合の対応についても定めた指針を説明する。
- (2) 介護支援専門員・計画作成担当者は、利用者の心身の状況、本人・家族の希望及び置かれている環境等踏まえて、他従業者及び本人・家族と合議して個別援助計画を立てる。また本人・家族に記名を受ける。
- (3) 介護職員は、個別援助計画に基づき、妥当適切な介護サービスの提供に努める。
若年性認知症利用者の各担当者は、特性やニーズに応じたサービスを提供する。
- (4) 看護師は、日常的健康管理及び異常の早期発見に努め、他の従業者達に助言等を行う。また急変等、医療を要する時は適切に対応する。

(内容及び利用料等)

第6条 サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 介護サービス計画の立案
 - (2) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の支援
 - (3) レクリエーション、行事、園芸、農作業等趣味活動
 - (4) 生活障害に対する工夫援助
 - (5) 看護師等による健康チェック
 - (6) 若年性認知症の生活援助
 - (7) 介護保険等に関する相談援助
 - (8) 緊急時の場合の対応、重度化した場合の対応
 - (9) その他自立した日常生活に必要な援助
- 2 提供するサービスの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 3 費用として、別紙「重要事項説明書」の記載どおりの支払いを受けることができるものとする。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合については、利用者又はその家族に、事前に文書で説明した上で、文書で同意する旨の署名捺印を受けることとする。

(緊急時及び重度化等における対応方法)

- 第7条 看護師はじめ従業者は、サービス提供時に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡するなどの措置を講じ、管理者及び家族等に報告しなければならない。本人の状況や受診の前後など緊急時でない場合にも家族等に連絡・報告・相談に努める。重度化した場合には、医療従事者の意見を元に、本人・家族等の希望を重視し、条件を整えるように努める。
- 2 事故対策安全委員会等を設けて、事故を未然に防ぐよう努める。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第8条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護、また(介護予防)短期利用共同生活介護は、要介護認定審査を受けた要介護者であって認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営む事に支障がない者にサービスを提供する。
- (1) 利用者の入所・利用に際しては、主治医の診断書等により当該利用者が認知症症状を有する者であることの確認を行う。
 - (2) 入所申込者が入院治療を要する者であること等、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
 - (3) 入所者の退所の際には、入所者及び家族の希望を踏まえた上で、退所後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退所に必要な援助を行う。

(非常災害対策)

- 第9条 事業所は、防火管理についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、定期的に避難・救出訓練を行う。

(苦情等の相談受付)

- 第10条 苦情等相談窓口(玄関受付にて)を設け、利用者及び扶養者等からサービスに関する苦情等を受け付け必要な措置を講じることとする。又介護相談員や運営推進委員達も相談受付が出来る体制にして必要な改善を行うこととする。

(秘密の保持)

- 第11条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第12条 事業所は、従業者の資質向上のため研修体制を定め応援する。
- (1) 内部研修(新入職員研修を含む)
 - (2) 外部研修(自主研修を含む)
 - (3) 日常業務を通して研修
 - (4) 継続研修
 - (5) 資格取得対策講座

- 2 グループホームの倫理綱領に基づき、利用者の権利を尊重する。また地域の住人として暮らしを楽しむことができるよう支援する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項説明書は医療法人光生会と、事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

平成14年	1月15日	から施行する
平成15年	1月21日	から施行する
平成16年	8月1日	から施行する
平成18年	4月1日	から施行する
平成20年	12月10日	から施行する
平成21年	4月1日	から施行する
平成22年	4月1日	から施行する
平成24年	4月1日	から施行する
平成26年	10月1日	から施行する
平成27年	4月1日	から施行する
平成28年	4月1日	から施行する
平成29年	4月1日	から施行する
平成29年	10月1日	から施行する
平成31年	4月1日	から施行する
令和2年	8月1日	から施行する
令和3年	4月1日	から施行する

この規程は、令和7年11月1日から施行する。